

随意契約理由

工事名：一般国道 170号（十三高槻線） 配水設備改修工事

本工事は、十三高槻線1期事業の実施に伴う農業用水路の機能復旧工事として、平成30年8月に設置した農業用ポンプ設備の改修工事を行うものである。

当該農業用ポンプは用水路内に直接設置し、取水していることからゴミが流入しやすく、設置以降これまでの間ポンプ本体にゴミ詰まりが頻繁に発生し、一時的に用水の供給が行えない事態が発生するなど、農作業に支障をきたしている。

このため、地元実行組合からは、ゴミ詰まりが軽減するポンプ槽の抜本的な構造変更並びに今年の農繁期までに用水供給が円滑に行えることを求められており、早急に工事を実施しなければならない。

本工事では、現場周辺の全ての田畑へ用水を供給しているポンプ設備について、地域の利用実態に合わせたポンプ運転を継続しながら短期間で工事を実施していく必要があるため、ポンプ設備に関する専門的知識はもとより、工事施工にあたってはポンプ設備の改修工事中に発生する断水のタイミング等について、地元実行組合との綿密な調整対応が要求される。

当該農業用ポンプを設置した鳴門産業株式会社は、これまで農業用ポンプの定期点検やゴミ詰まり発生時の緊急対応などの総合的な維持管理を一貫して地元実行組合から担っており、ポンプ設備の日頃の運転状況やゴミ詰まりの原因及び対処方法などの特殊事情を熟知しており、迅速かつ適切な対応が可能である。

加えて、本工事の完了後においても、一貫した責任と性能保証を持たせる必要があり、既設部分の同一施工者以外の者に施工させた場合、移設後のポンプの使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しく支障をきたす恐れがあることから、鳴門産業株式会社以外に適切な業者はいない。

以上の理由を踏まえ、予定価格内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、「鳴門産業株式会社」と随意契約するものである。また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴収を省略するものとする。